

(第十一部)

第七回 参議院通商産業委員会會議録第十四号

昭和二十五年三月十六日(木曜日)午後二時五十九分開会

本日の會議に付した事件

○産業復興公団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○輸出信用保険法案(内閣送付)

○不正競争防止法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員長(高橋啓君) これより委員会を開会いたします。

産業復興公団法の一部を改正する法律案の質疑をいたしたいと思います。御発言ありましたらどうぞ。

○結城安次君 本案は、産業復興公団に今まで貸しておいた復興金融庫が貸出業務を停止するので大蔵省預金部というものを加える、こういう意味なんです。これはもう問題なく私は賛成です。大体これは早く決めちやつた方がいいんじゃないか。

○委員長(高橋啓君) 只今のは動議ですが、外に御意見ありませんか。

○下條泰兵君 結城さんから質疑打ち切りの動議が出たようでありますから賛成いたします。

○委員長(高橋啓君) 只今質疑打ち切りの動議が出まして御賛成があるようですが、それについて外に御発言ありませんか。

○平岡市三君 討論を省略して直ちに採決いたす動議を提出いたします。

○委員長(高橋啓君) 只今平岡委員から討論を省略して直ちに採決に入るべ

きことの動議が出ましたが……。

〔賛成〕と呼ぶ者あり

○委員長(高橋啓君) 御賛成であるようですから、この動議は成立いたしました。それでは直ちに採決に入ります。原案通り可決することに賛成の方の御举手をお願いいたします。

〔議員挙手〕

○委員長(高橋啓君) 全会一致決定いたしました。依つて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

尙本會議における委員長のお頭報告の内容は、本院規則第四條によつて予め多数意見者の承認を受けなければならぬことになっておりますが、これは委員長において本案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして、御承認願うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(高橋啓君) 御異議ないものと認めます。それから本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書につき、多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可とされた方は順次御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

島 清 廣瀬兵衛
平岡 市三 中川 以良
境野 清雄 織田 逸郎
駒井 藤平 下條 泰兵
結城 安次 山内 卓郎
深川榮左門
○委員長(高橋啓君) 署名漏れはござ

いませつか。署名漏れはないものと認めます。

○委員長(高橋啓君) それでは輸出信用保険法案の政府の説明並びにいろいろな交渉経過等について説明を求めることにいたします。

○説明員(照田弘久君) 輸出信用保険につきましては、前回の国会で御承知のように、二陳情の御案も懸つておりましたが、その後いろいろ政府の方におきましても研究いたしまして、又関係方面の意向も十分伺ひいたしました。今、今回の提案に相成つたわけでありますが、前回の案と主に通つておりますが、前回は貨物の船積後の危険を補償するというところに相成つておりましたので、それでは輸出振興に十分な役割を遂げることができませんと考へまして、今回は輸出契約ができたところから、保険契約を結ぶことができればというところにいたしました。これによりまして、金融も保険証券を担保として受けることができるであろうし、輸出振興に貢献することが大なるものがあるかと、かように考へまして、そういうふうに変更して提案されておるような次第でございます。それから尙業界等の要望もございまして、例えばバイヤーの破産したような場合も、保険事故として保険の対象になし得るということが要望されておるのでございまして、これは関係方面の意向もございまして、今回の提案より

しましては、当事者の責に帰することのできない事故を保障するのが本保険の目的でございますので、バイヤーの破産等につきましては、当然当事者が十分に注意をして取引をすべきであるというふうな考へ方からいたしました。今、今回の案から除かれておるような次第でございます。大体通つておりますことは以上の通りでございます。

○委員長(高橋啓君) 本案について御質疑がありましたら、御発言をお願いいたします。

○結城安次君 ちよつと説明者にお伺ひしたいのですが、根本の方針はどこにあるのでしょうか。船積み前の前に保険する、その根本の目的は……。

○説明員(照田弘久君) 根本はやはり輸出契約ができてから、船積みされた後、向うに着いて荷物が完全に相手方に到着して、代金が決済される、その間の保険事故を保障するということとを目的としておりますので、前回の案のように船積み後でありまして、相手の事情によりまして契約いたしましたけれども、貨物の製作を始めたけれども、船積みしない中に契約が履行できなくなるといふ場合の負担を、今回の案では保障することができ、このういふことになりまして、輸出業者に取りましては、前回は余程便宜が多いかと、かように考へておる次第であります。

○結城安次君 坐つて失礼しますが、そうしますと船積み前の保険ということは、契約ができたから、同時に保険

若しくは再保険をする、その場合に、船積みまでの間に相手方から解約された場合、或いは積出しの不能に陥つた場合、滅失の場合でしうけれども、特に船積みまでの間を保障するといふことが、相手方のバイヤーの信用、その他については、何か御考慮なさつていらつしやるのですか、これを裏から申しますれば、相手方と結託して、これを契約してくれんかとロントラクトできんと思う。それでシッピングの前

に相手からキャンセルして貰う。政府はこれに対して補償をする、こういうことを想像しましたか。

○説明員(照田弘久君) 只今の御質問の点でございますが、普通にバイヤーと契約をいたしました、バイヤーが一方的にキャンセルをする、そういうような場合は、この保険の対象にはいたさないということに、第三條の保険の実体的な規定に規定してあるやうな次第でございます。結局バイヤーと契約ができてまして、物資を生産してあります中に、先方の或いは為替取引の制限とか、取消ということに、つまり当事者の責に帰することのできない危険に對しまして保険するということとで立案されておるものでございます。

○結城安次君 重ねてお伺ひしますが、第三條四号の「前各号に掲げるものの外、本邦外において生じた事由であつて、輸出契約の当事者の責に帰することのできないもの」というのは、エキスポーターだけですが、バイヤー

も両方含むのですか。

○説明員(照田弘久君) 両方の当事者でございます。

○結城安次君 これでは輸出契約というのは、バイヤーもこの中に含むということについて、法制上差支ないと考えますか。

○説明員(照田弘久君) お答え申し上げますが、この第四号の場合は、例えば仕向国におきますストライキでありますとか、ボイコットでありますとか、バイヤー、セラーの両当事者の責に帰することのできない事由による場合の保険事故のことを規定しているものであります。当事者のバイヤーの責に帰すべき事由によつて契約取消しになる、不履行になる、或いはマーケット・プレミアムというふうなものに對しては、この保険の対象には考えていない、こういう次第であります。

○委員長(高橋啓君) 外に御質疑ありませんか。

○下條義兵君 第二條の第五項に「政府は取引上の危険が大であるとき、その他この法律による再保険事業の経営上必要があるときは、将来にわたつて、再保険を引き受ける輸出信用保険の保険金額を制限し、又は再保険の引受をしないことができる」というふうにあります。これはどういふ場合ですか。

○説明員(照田弘久君) 御説明申し上げます。本項につきましては、これは再保険契約の場合も法定約款というふうな意味で規定しておるのでございまして、例えば或る地域に戦乱状態が起りましたり、或いは又、輸出貿易上の危険が非常に増大した、或いは又その契約が非常に金額が大きくなりまして、

非常に膨大な金額でありまして、それを保険に付することによりまして、万一事故が起きた場合においては、この政府の輸出信用保険特別会計の独立採算制を建前とする再保険事業の運営が危なくなる、こういうような場合、或いは又、予算におきまして、政府の支拂保険金の増額が、国会の議決の金額を超えることができまじいので、それを超えるというふうな恐れのある場合におきまして、保険会社が輸出品の保険契約を締結し得ず、一定金額以下に制限したり、或いは又、その後保険会社が輸出信用保険契約を結んで、その全部又は一部を再保険しないということができるように法定約款として本法に規定しておる次第でございます。

○下條義兵君 次の第六項には「政府は、再保険契約に基いて支拂すべき保険金の総額が国会の議決を経た金額を越えない範囲において、再保険契約を締結するものとする」とあるのですが、只今の五項の御答弁によると、仮に輸出が非常に活発になったというふうな場合、この国会の議決を経た金額を超えたというふうなことが起つてくるような事情は、現在の問題としてあることを予想しておられないのかどうか、お尋ねします。

○政府委員(宮崎晴君) 衆議院の方の委員会に出て遅れまして申訳ございませぬ。途中でありますので、或いは少し政府委員の申した説明と或いは字句の上で喰違ひかも知れませんが、お尋ねの点につきましては、現状の見通しをいたしましては、二十四年度の補正予算に計上いたしました金額、及び二十五年度の、只今こちらで御審議を願つ

ております特別会計の基金、これによりまして賄ひ得る見通しでありまして、幸いにいたしまして、輸出が振興いたしまして、これではどうしても賄ひ切れぬという事態が参りました場合、又はこれは一種の再保険に對する保険給付の立替えの基金でありますので、それが、その期間がいろいろな情勢によりまして延びまして、所要資金が増大するということな事情が出て参りましたならば、これは輸出振興の大きな建前から、大蔵省とも打合せまして、是非補償の処置を取りたい、かように考えておりますが、現在としましては二十五年度はこの程度で賄ひ得ると、かような観点に立つておるわけであります。

○下條義兵君 政務次官に概括的なことを一つだけお尋ねしたいのですが、それは再保険が独立採算制を採られるように承わつておるのでありますが、そうしますと、この民間の保険会社が更に再保険、この費用全部が輸出貨物のコストに掛つて来ると思ふのですが、この場合非常に保険料が高率になりまして、これが外国との商品の競争に支障を来たすような心配は全然ないものでしょうか、どうでしょうか。

○政府委員(宮崎晴君) 下條委員の御意見は、一応御尤だと思ひます。大体保険料は、仮に千分の五程度と考えておりますが、これも可成り強くなりまして、諸外国の例に比べまして、一応競争の條件として惡條件になるだろうというところは考えられるわけでありまして、それにも増して若し輸出金融の方を模索されますと、これが隘路となるだろう、この独立採算制によりまして事務費の支弁等については又國の方で然

るべく考えたいということを通産省当局としては考えておるわけでありまして、現在まだ海外にいろいろな情報機関を持ちません関係で、英國流の輸出信用保険というものが行われにくいのであります。従いましては保険のリストの中に、バイヤーのキャンセル、或いは相手方の破産というふうなものを除いておるような状況であります。この適用範囲につきましては只管……この法律の出發をすでに御承知と思ひますが、貿易に對して金融をつけた、保険証券を以て担保せしめる、こういうようなところから出発いたしました、お話のような高い保険料によりまして、相当輸出状況を悪くするというような弊害は必ずしも根絶されてないわけでありまして、これは将来に亘りまして一つ研究しまして、この点を是正して行きたい。若し許されるならば、現在政府が考えております信用保険制度が關係筋と御了解を得られるならば、この点は是正されると思ふ。たとえこれが御審議の結果法制化されて実施に移されましても、現在万全のものは考えておりません。御意見に對しては全く同感だと私は思つております。

○政府委員(宮崎晴君) 下條委員の御意見は、一応御尤だと思ひます。大体保険料は、仮に千分の五程度と考えておりますが、これも可成り強くなりまして、諸外国の例に比べまして、一応競争の條件として惡條件になるだろうというところは考えられるわけでありまして、それにも増して若し輸出金融の方を模索されますと、これが隘路となるだろう、この独立採算制によりまして事務費の支弁等については又國の方で然

るべく考えたいということを通産省当局としては考えておるわけでありまして、現在まだ海外にいろいろな情報機関を持ちません関係で、英國流の輸出信用保険というものが行われにくいのであります。従いましては保険のリストの中に、バイヤーのキャンセル、或いは相手方の破産というふうなものを除いておるような状況であります。この適用範囲につきましては只管……この法律の出發をすでに御承知と思ひますが、貿易に對して金融をつけた、保険証券を以て担保せしめる、こういうようなところから出発いたしました、お話のような高い保険料によりまして、相当輸出状況を悪くするというような弊害は必ずしも根絶されてないわけでありまして、これは将来に亘りまして一つ研究しまして、この点を是正して行きたい。若し許されるならば、現在政府が考えております信用保険制度が關係筋と御了解を得られるならば、この点は是正されると思ふ。たとえこれが御審議の結果法制化されて実施に移されましても、現在万全のものは考えておりません。御意見に對しては全く同感だと私は思つております。

○中川以良君 お尋ねをしたいのは、この法案によりまして大体保険をされましますところの取引は全体の額のどのくらいを政府としては見込んでおられるかという点を一点伺いたいのです。それからそれに関連いたしまして、保険

特別会計の收支の内容というふうなものはどういうふうになつておるのであるまいでしょうか、これについて一つ御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(宮崎晴君) どの程度の範圍のものが私は保険の対象となるか、こういうことになりましたと、一番輸出業者が保険してほしいのは、キャンセルと破産であります。これがリストから除かれておりますので、範圍は或る程度縮小されはしないか、併しながら現在の國內の金融状況を考えますと、思惑や見越生産というふうな資金は到底これは供給することが許されない状況でありますので、正常なる契約があり、正常なる輸出オフアアがあり、尚且金融がつかないものを全面的に拾ひ上げたいという趣旨でございます。従いましては大部分はこの保険会社の事務的運用さへ円滑に行くならば、先ず輸出の五〇%以上は必ずこのうちに入つて来るだろう、かように想定しております。併しながらこの法律の本當の効果というものは、むしろ外國商社、或いは日本人のサイブライヤーにいたしまして、不安なる契約、或いは支拂方法も確実かどうか分らないときに、徒に貿易という名に隠れまして、十分な検討を加えるこのなしに案に契約するという弊を抑えて行くという効果も半面に狙つておるわけでありまして、大体五〇%以上のものが、これによりまして契約の恩典に浴するのであるという見通しを持つております。独立採算に對します收支につきましては政府委員の方から御説明申し上げます。

○説明員(照田弘久君) 特別会計といひまして二十五年度の總収入を十三

億五千二百萬ばかり見ております。その点について何か計數的なものを致きたということは、日本の生産が上つと思ひます。機械を始めとして、繊維

億五千二百萬ばかり見ております。その内訳を申しますと、保険料の収入におきまして二億七千万、その運用利子収入二千二百五十万、それから一般会計より五億の資金を受入れて、前年度の剰余金の受入五億五千八百万、合計十三億五千二百五十六万六千、歳出といたしまして保険金の支出は一億九千六百万ばかり見ておられるわけでありまして、その他事務取扱費七百五十九万七千、予備費十一億四千八百万、合計いたしまして十三億五千二百萬の歳出を見込んでおられる次第であります。

○中川以良君 今の数を何かでお示し願います。それで十分附つて行けるだけの確信があるのでしょうか。
○政府委員(宮崎晴吉) 先程も申し上げましたように、二十五年年度の通しといたしましては、大体貿易計画は暦年になつておりますから会計年度とのずれがございまして、そこで或いは喰違ひがございすると思ひます。それ以外は今見通しとして大体これで附つて行けると思ひます。數につきましては別に資料を作つて差上げることにはいたしたいと思ひますが、予算の明細書に大方の數字が列挙してございまして、御覽頂きたいと思ひます。

○中川以良君 この法案が通過いたしましたら、輸出は相當進捗を見るであらうと思ひます。又そうでなくてはならぬと思ひます。これによつて一体政府として輸出が殖えると考えておるか、殊に朝鮮、台湾に対して、最近朝鮮との貿易もできるやうであります。併しこれには不安があるが、これが適用されるとこの方も活発に動くのではないかと期待します。そういうやうな点について何か計數的なものを政府の方で考えになつておれば伺いたしたいと思います。

○政府委員(宮崎晴吉) 輸出がこの法案の成立によりまして活発になるだらうというところは、これは常識的なことであらう。又これを計數的にどんなやうに考えておるかというお尋ねも御尤であります。ただこの輸出金融の途が開けましただけで、現在の輸出が非常に殖えて来るということも單純に申し上げられない事情であることは中川委員も御承知の通りであります。現在お示しの日韓協定もできております。台湾との貿易も差支ない状況にあります。その他最近日タイ貿易協定もできております。その他各方面に貿易協定もできて、輸出の盛んとなるべき基本的條件は整つておる。而もこれは昨年の六月三十日を契機といたしまして、日英協定が一応中絶された形のと雖も、概算いたしまして一千万ポンドぐらいの借越勘定でありまして、その後日英協定は昨年の十一月と思ひますが、七月一日に遡つて効力を持ちまして成立したわけでありまして、その後ローガン構想、自由貿易というベースによりまして行われたい結果は、飢饉輸出が漸次輸出に振替へになつたという大きな見通しと共に、十二月末現在までの輸出契約の金額について調べて見ますと、約四百五十万ポンドぐらいの借越勘定という状況になつておるのではありませんか。借越勘定といふのはいけぬではないかとお尋ねしますが、御意見もあるだらうかと思ひますが、樂觀論ではございせんが、一面で、これを善意に解釈いたしますという、かような借越勘定ができたというところは、日本の生産が上つておりました滞貨も相當ある。これがデッド・ストックであらうが、ランニング・ストックであらうが、とにかくあるという状況であるから、ある品物が良いもので、値段さえ引合ふものなら出て行く。そうして輸出がよいと振興して行くという望みも持てるという解釈ができるわけでありまして、そういたしますと、當然に輸出は、かねがねお尋ねしておりましたところの數字よりも上昇して参らなければならぬのに、残念なことに、東南アジア地区を始めとして印度その他の國のいろいろの感情も勿論ございしますが、そういう情勢から行きまして、ライセンズがなかなか下りない。折角契約ができて計画が建てられまして、日本のものをなか／＼買つて来ない。買つてもL・Cというやうな非常な、單に本法によつて解決せられまして、この輸出振興のネックだけでなく、他にいろいろな情勢ができておる。大勢としては只今申上げましたやうに、借越したものはこれは物で返さなければならぬ。かようなことから、輸出は或る時期におきまして、かような述べましたやうな／＼な要求が解決いたしますれば振つて参る、振つて参りますれば、どのくらいか、この數字については、これも見方といたしまして、これは申上げてよいかどうか分りませんが、適當な品目別にこれを申上げなければ適當でないと思ひますが、根本は協定貿易でありますから、品目別に申上げることにはいたしまして、今の見通しとしては、今年計画いたしました暦年度の輸出計画は達成できる。こう考えて頂きたいと思ひます。機械を始めとして、纖維品、ゴム製品、かような主なものにつきましては、後刻これは品目別に大体見通しを作りましてお知らせいたしたいと思ひますが、現在では年間計画が達成される、この程度の見通しでありまして、それ以上は諸種の事情がありまして申しかねるのであります。御了承願ひます。勿論協定貿易の數字を並べれば出るのではありませんが、協定貿易の數字は、これは數量金額共秘密に属しておるのでもちよつと申上げかねるのであります。御了承願ひます。

○中川以良君 今度の輸出の進展につきまして、今の大変強い御言明があつたのであります。今度の産業状況を眺めますと、諸産業の、殊に鉄のごときは相當なやうな困難性が見受けられております。今日の新聞にもございまして、石炭に又補給金をつけるとか、或いは別に鉄鋼業に対する助成政策を取るといふやうなことをしなければ、今後國際市場に於いて日本の輸出がやはり困難にやないかということ、政府も懸念しておられるやうであります。この点につきましては、新聞にあつたやうな御計画を只今いろいろと御立案中であるかどうか、その点を一つ伺いたしたいと思います。

○政府委員(宮崎晴吉) 新聞記事も瞥見いたしました。さうな記事のあつたことも承知いたしておりますが、通商産業省といたしましてはあの考え方とは現在違つた方向に動いておりまして、或いは総合官庁としての安本でさうに考えられたかも知れませんが、鉄鋼に關しましては、海外市場においては七十五ドルと言われているやうであります。内地の価格は御承知の通り、到底これは採用されておられません。これを解決して行きます問題は、製鉄の生産の合理化を図るということと、原料炭の輸入の点、或いは國內産の原料炭の活用、並びに輸入炭との混合の割合といふやうなことは、司令部の指導もありまして非常にかましくやつておるのであります。一層これを解決いたします問題は、一層これは、日本の本當の重要産業の筆頭と言つても差支ない造船業の合理化の点において甚だ遺憾の点があると思つております。新聞にも出まして御承知と思ひますが、運輸省から出ましたストラップ・ビルドといふ法律案がありまして、これは老朽船をぶつつぶして、その価格を補償するといふ意味におきまして、新しい制度に値するもので助成するといふ形であらうと思ひますが、併しながらこれは根本は、もう眞つ向から戦時補償法に該当するものでありまして、かような法律は許されるものでないといふ私共は確信いたしております。かような形で助成いたしました造船業といふものは合理化されないのでありまして、あくまでも、若し外國の安い船がありまして外國の船を備へし、或いはその船を輸入するということによつて日本の造船業の今懸されておる面をはつきりと見せて頂きまして合理化を促進する、それにつきましては根本を造船業者が追れば、必ず鉄鋼の円高といふことを申されます。この点につきましては、御承知のやうに産業合理化審議会なるものを作り、そこに鉄鋼部会を設け、その他に一般部会、総合部会を設けまして合理化の研究をいたしております。補給金制度を更に開

きたというところは、日本の生産が上つておりました滞貨も相當ある。これがデッド・ストックであらうが、ランニング・ストックであらうが、とにかくあるという状況であるから、ある品物が良いもので、値段さえ引合ふものなら出て行く。そうして輸出がよいと振興して行くという望みも持てるという解釈ができるわけでありまして、そういたしますと、當然に輸出は、かねがねお尋ねしておりましたところの數字よりも上昇して参らなければならぬのに、残念なことに、東南アジア地区を始めとして印度その他の國のいろいろの感情も勿論ございしますが、そういう情勢から行きまして、ライセンズがなかなか下りない。折角契約ができて計画が建てられまして、日本のものをなか／＼買つて来ない。買つてもL・Cというやうな非常な、單に本法によつて解決せられまして、この輸出振興のネックだけでなく、他にいろいろな情勢ができておる。大勢としては只今申上げましたやうに、借越したものはこれは物で返さなければならぬ。かようなことから、輸出は或る時期におきまして、かような述べましたやうな／＼な要求が解決いたしますれば振つて参る、振つて参りますれば、どのくらいか、この數字については、これも見方といたしまして、これは申上げてよいかどうか分りませんが、適當な品目別にこれを申上げなければ適當でないと思ひますが、根本は協定貿易でありますから、品目別に申上げることにはいたしまして、今の見通しとしては、今年計画いたしました暦年度の輸出計画は達成できる。こう考えて頂きたいと思ひます。機械を始めとして、纖維品、ゴム製品、かような主なものにつきましては、後刻これは品目別に大体見通しを作りましてお知らせいたしたいと思ひますが、現在では年間計画が達成される、この程度の見通しでありまして、それ以上は諸種の事情がありまして申しかねるのであります。御了承願ひます。勿論協定貿易の數字を並べれば出るのではありませんが、協定貿易の數字は、これは數量金額共秘密に属しておるのでもちよつと申上げかねるのであります。御了承願ひます。

始すべき方向にありますものは更に強化したたり、或いは増額したりいたしまして、これの保護助成をいたしたいと思つております。十分その合理化の中に吸収されまして国際価格にまで近寄ることが出来るものと現在通商産業省では考へて指導いたしております。何分にも電力の問題とか原料炭の問題というような隘路も沢山ございまして、これを一つ／＼採上げて、原料炭も開港炭のようなものは非常に輸入が容易な実情におかれておりますが、こちらに要求されます代替物資と申しますか、それが残念ながら現在の貿易管理法の上におきまして輸出を許されないもので十分でないであります。いづれにいたしましても補給金制度を強化したたり増額したりしまして、一時的には非常に困難があるかも知れませんが、これを是非克服いたしまして、国際経済に順次近寄つて、先ず為替に好影響を與へまして、レートを円高に持つて行く。又国内の物価もそれに準じて安定させる、両方共順次きりぎりながらその線まで押しに行くというところが、国として考へるべき……通産省として考へておる只今の方針であります。

○中川以展君 今のお考え方は私共もよく分るのでありますが、補給金をほとんど削つて行く、そうして産業の合理化、運営の自立化に邁進をしなければならぬことは当然であります。これにつきまして大きな政策におきまして、又国際情勢その他国際市場の変転極まりない今日の状態に對処いたしまして機動性を持たせることは当然であります。その根本政策について今承りますと、どうも安本と通産省とが

さながら対立しておるかの如くに受取れるのでありますが、こういうような面は、何かの間違ひかも知れませんが、一つ十分安本とも御連絡を取つて頂きまして、ああいうようなものが出てきますと、やはりいろいろ／＼な点において産業人としての考へ方に対し大きな影響を與へると思ひますので、是非確約のしないように一つお進めを頂きたいというふうにお願ひ申し上げます。

それからもう一つ、円建の貿易をやるといふことが最近いろいろ／＼と論議されておりますが、若しこれが可能であれば結構であります。幸い、それに對してどういふ保険法ができたか、合には、相当やはり私は効果を期待できると思ひます。これについては一休どの程度にお考えでございまいしょうか。

○政府委員(宮崎晴君) 円建でいわける保険料も運賃も円の受取り、これは船の關係も勿論ありますが、仮に備船にしても自國船を動かした場合に、円建の貿易といふことにしたいといふことは、私共も皆さんも直ちに考へえだと思ひますが、それに進んでおります。この点につきましてはむしろ報道の方が速くて、実行の方がやはり遅れるといふような嫌ひはありますが、關係筋との交渉も漸次進んでおります。御承知のように国内におきましてドルで販売いたしておりました、例えば進駐軍向けのOSS關係、OASといふようなものも順次円建に變つて来ておる、現在三万台の自動車が出ております。あの自動車に配給してありますガソリンは、大体最近には、これもドルの拂ひでありました。今度は円建にいたしまして、円で以て通帳でこれ

を配給するということに、一応日本経済の中に順次一角から加へる。こういうようなことで、又現在このようなT S Fアンドのごときも、これは終戦処理費を通じて得る資金であります。物価審議會の方を通じて、まだ為管の方へ十分移り換へがしていませんが、これらを、又T S Fアンドも日本の資金に加へて行く。こういう方面で順次一つ／＼解決して行く。而して我々の待望している円建貿易の実現を期しております。決して安易な考へ方ではないと考へますが、……。

○委員長(高橋啓君) 本案に対する御質疑は次回に引續きやることにいたしまして、新たに提案になりました不正競争防止法の一部を改正する法律案について政府側から提案理由の説明を求めます。

○政府委員(宮崎晴君) 只今提案いたしました不正競争防止法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明いたしたいと存じます。経済上における自由競争は、現代の経済発展の原動力でありまして、大いに奨励するべきであります。併し、この自由競争も適正な手段によつてこそ始めて経済再建の基盤となり得るのであります。我が國の事業者の中には、往々にしてただ目前の個人的利潤を追求するに急なあまり、やゝもすれば不正な方法を用いるものがあり、例へば他人の氏名、商標等と類似のものを使つて商品の誤認、混同を生ぜしめたり、原産地表示を詐稱したり或は他人の信用を毀損したりする者がありまして、従来、国内におきましても問題があつたばかりでなく、国際市場におき

ましても我國の信用を落したことがしばしばあつたのであります。そも／＼現行不正競争防止法は、国内法制の欠陥を充すためよりも、工業所有權保護同盟條約のヘーグ改正條約に加入する準備として昭和九年に制定せられたものでありまして、條約に基く最小限の義務を規定しているに過ぎない状況であります。今後貿易の振興を図り、事業者の公正健全な活動と國際的信用を確保するためには、この法律を現狀に即して改正することが望ましく、又我が國の事業者の要望にも副うものと思はれるのであります。尚、本改正法案の中、「商品の原産地又は品質、内容、数量等について虚偽の印象を與ふるような表示を禁止」する点につきましては、關係方面より特に強く指摘せられてゐる關係もあり、政府として、かかる指摘を待つまでもなく、自由競争に立脚した經濟の健全且つ公正な運営のために、不正な競争を行うことのないように、法制上の措置を講ずる必要を痛感しておりましたので、ここに本改正案を上提する次第であります。

以下、本改正案の要点を御説明申し上げます。

第一は、不正競争防止法第一條第一項各号に掲げる行為をする者に対しては、その者が不正競争の目的を以てするものと否かを問はず、被害者はその行為の差止を請求し得ることとした点であります。即ち、不正競争防止の範圍が拡大されることになつたのであります。

第二は、故意又は過失により、不正競争防止法第一條第一項各号に掲げる行為をする者は、損害賠償の責に任ずることであります。即ち善意の行為者にはその行為の差止を請求し得るのみとし、故意又は過失の場合にのみ損害賠償の請求をなし得ることとしたしました。

第三は、不正競争の目的を以て不正競争防止法第一條第一項第一号乃至第三号に掲げる行為をした者及び後で述べますように本條に新たに加へました行為をした者に対し、刑罰を科することとした点であります。即ち現在、第四條の違反行為以外については罪罰の規定はなかつたのでありますが、新たに三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金の規定を設け、不正競争の目的を以てする行為者に対する制裁を強化いたしました。

第四は、不正競争防止法第一條第一項第一号及び第三号に掲げる行為について、新たに輸出する行為を加へた点であります。即ち單に国内において商品を販売若しくは配布する場合のみでなく、その商品を輸出して、仕向地を誤認をおこす場合を追加しましたのは、今後の外國取引において一層國際的信用を確保せんがためであります。

第五は、商品若しくはその広告にその商品が産出、製造若しくは加工された國以外の地において産出、製造若しくは加工された様な誤認を生ぜしめる表示をなし、又はこれを表示した商品を販売、配布若しくは輸出する行為も不正競争防止法第一條第一項各号に掲げる行為と同様に扱うこととした点であります。これは、従来我が國の商品が往々外國産の商品であるかの如き誤認のおそれある表示をして、外國人から非難せられたもので、今後貿易の振興をはかる一方において國際的信用

を確保するために設けたものであります

を確保するために設けたものであります

委員

認識セラルル他人ノ氏名、商

責任

者へ商品又へ營業上ノ施設若ハ活

承りますと、どうも安本と通産省とが

にいたしました、円を以て通帳でこれ

あつたばかりでなく、国際市場におき

行為をする者は、損害賠償の責に任ず

振興を促かる一方において、国際的信用

を確保するために設けたものでありま

第六は、商品若しくはその広告に、

その商品の品質、内容若しくは数量に

つき誤謬を生ぜしむる表示をなし、又

はこれを表示した商品を販売、配布若

しくは輸出する行為も本法第一條第一

項各号に掲げる行為と同様に扱うこと

とした点であります。これも、従来我

国の商品には、その品質、内容又は数

量について誤れる印象を與えるような

表示をしたものも少からず見受けられ

ましたので、今後消費者の保護および

我が国の國際的信用を確保するために

新しく設けたものであります。

委員

下條 恭兵君

中川 以良君

平岡 市三君

境野 清雄君

深川 榮左門君

鎌田 逸郎君

山内 卓郎君

結城 安次君

駒井 藤平君

政府委員

宮崎 靖君

石原 武夫君

武夫君

説明員

通商産業事務

官(通商振興

局長) 照田 弘久君

三月九日予備審査のため、本委員会に

左の事件を付託された。

一、不正競争防止法の一部を改正す

る法律案

二、不正競争防止法の一部を改正す

る法律案

三、不正競争防止法の一部を改正す

る法律案

認識セラルル他人ノ氏名、商

号、商標、商品ノ容器包装其ノ

他他人ノ商品タルコトヲ示ス表

示ト同一若ハ類似ノモノヲ使用

シ又ハ之ヲ使用シタル商品ヲ販

売、配布若ハ輸出シタル他人ノ商

品ト混同ヲ生ゼシムル行為

二 本法施行ノ地域内ニ於テ広ク

認識セラルル他人ノ氏名、商

号、標章其ノ他他人ノ營業タル

コトヲ示ス表示ト同一又ハ類似

ノモノヲ使用シタル他人ノ營業上

ノ施設又ハ活動ト混同ヲ生ゼシ

ムル行為

三 商品若ハ其ノ広告ニ虚偽ノ原

産地ノ表示ヲ為シ又ハ之ヲ表示

シタル商品ヲ販売、配布若ハ輸

出シタル原産地ノ誤認ヲ生ゼシム

ル行為

四 商品若ハ其ノ広告ニ其ノ商品

ガ産出、製造若ハ加工セラレタ

ル国以外ノ地ニ於テ産出、製造

若ハ加工セラレタル旨ヲ誤認ヲ

生ゼシムル表示ヲ為シ又ハ之ヲ

表示シタル商品ヲ販売、配布若

ハ輸出スル行為

五 商品若ハ其ノ広告ニ其ノ商品

ノ品質、内容若ハ数量ニ付誤認

ヲ生ゼシムル表示ヲ為シ又ハ之

ヲ表示シタル商品ヲ販売、配布

若ハ輸出スル行為

六 競争関係ニアル他人ノ營業上

ノ信用ヲ害スル虚偽ノ事実ヲ陳

述シ又ハ之ヲ散布スル行為

第一條の次に次の一條を加える。

第一條ノ二 故意又ハ過失ニ因リ前

條各号ノ一ニ該當スル行為ヲ為シ

タル者ハ之ニ因リ營業上ノ利益ヲ

害セラレタル者ニ對シ損害賠償ノ

責ニ任ズ

前條第一号若ハ第二号ノ行為ニ因

リ他人ノ營業上ノ信用ヲ害シタル

者又ハ同條第六号ノ行為ヲ為シタ

ル者ニ對シテハ裁判所ハ被害者ノ

請求ニ因リ損害賠償ニ代ヘ又ハ損

害賠償ト共ニ營業上ノ信用ヲ回復

スルニ必要ナル処置ヲ命ズルコト

ヲ得

第二條を次のように改める。

第二條 前二條及第五條ノ規定ハ左

ノ各号ノ一ニ該當スル行為ニハ之

ヲ適當セズ

一 商品ノ普通名稱若ハ取引上普

通ニ同種ノ商品ニ慣用セラルル

表示ヲ普通ニ使用セラルル方法

ヲ以テ使用スル行為又ハ之ヲ使

用シタル商品ヲ販売、配布若ハ

輸出スル行為

二 取引上普通ニ同種ノ營業ニ慣

用セラルル名稱其ノ他ノ表示ヲ

普通ニ使用セラルル方法ヲ以テ

使用スル行為

三 自己ノ氏名ヲ善意ニ使用スル

行為又ハ之ヲ使用シタル商品ヲ

販売、配布若ハ輸出スル行為

四 第一條第一号若ハ第二号ニ掲

グル表示ガ本法施行ノ地域内ニ

於テ広ク認識セラルル以前ヨリ

之ト同一若ハ類似ノ表示ヲ善意

ニ使用スル者若ハ其ノ者ヨリ營

業ト共ニ其ノ表示ヲ使用ヲ承継

シタル者ニ於テ其ノ表示ヲ使用

スル行為又ハ之ヲ使用シタル商

品ヲ販売、配布若ハ輸出スル

行為

前項第三号又ハ第四号ニ掲グル行

為ヲ為ス者ニ對シテハ之ニ因リテ

營業上ノ利益ヲ害セラルル虞アル

者ハ商品又ハ營業上ノ施設若ハ活

動ノ混同ヲ防グニ適當ナル表示ヲ

附スベキコトヲ請求スルコトヲ得

但シ單ニ商品ヲ販売、配布又ハ輸

出スル者ニ對シテハ此ノ限ニ在ラ

ズ

第三條中「外國人」を「工業所有權

保護同盟條約國ニ屬スル者以外ノ外

國人」に改め、「第一條」の下に「第

一條ノ二及前條第二項」を加える。

第四條第四項中「帝國」を「日本國」

に改める。

第五條を次のように改める。

第五條 左ノ各号ノ一ニ該當スル者

ハ三年以下ノ懲役又ハ二十万円以

下ノ罰金ニ処ス

一 商品又ハ其ノ広告ニ其ノ商品

ノ原産地、品質、内容又ハ數量

ニ付誤認ヲ生ゼシムル虚偽ノ表

示ヲ為シタル者

二 不正ノ競争ノ目的ヲ以テ第一

條第一号又ハ第二号ニ該當スル

行為ヲ為シタル者

三 不正ノ競争ノ目的ヲ以テ第一

條第三号乃至第五号ノ一ニ該當

スル行為ヲ為シタル者

四 前條ノ規定ニ違反シタル者

第五條の次に次の一條を加える。

第五條ノ二 法人ノ代表者又ハ法人

若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ

従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ

關シ前條ノ違反行為ヲ為シタルト

キハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人

又ハ人ニ對シ同條ノ罰金刑ヲ科

ス

第六條中「第一條第一項第一号乃

至第三号及第四條第一項乃至第三

項」を「第一條第一項第二号、第一

條ノ二、第四條第一項乃至第三項及

第五條第二号」に改める。

附則

この法律は、公布の日から起算して一箇月を経過した日から施行する。

小型自動車競走法案
小型自動車競走法

(この法律の趣旨)

第一條 この法律は、小型自動車の性能の向上等品質の改善、小型自動車に関する海外宣伝その他小型自動車工業の振興に寄與するとともに、地方財政の改善を図るために行う小型自動車競走に關し規定するものとする。

(定義)

第二條 この法律において「小型自動車」とは、気筒容積千五百立方センチメートル以下の発動機を有する自動車をいう。

(小型自動車競走の施行)

第三條 都道府県は、その議会の議決を経て、この法律により、小型自動車競走を行うことができる。

2 都道府県以外の者は、勝車投票券その他これに類似するものを発売して、小形自動車競走を行つてはならない。

(小型自動車競走の実施の委任)

第四條 都道府県は、小型自動車競走の実施を当該都道府県に設立する小型自動車競走会に委任することができる。

(小型自動車競走場)

第五條 小型自動車競走は、小型自動車競走場で行わなければならない。

第六條 小型自動車競走場の数は、都道府県ごとに各一箇所とする。

(競走に使用する小型自動車の種類)

第七條 小型自動車競走に使用する小型自動車の種類は、左の通りとする。

- 一 二輪車
- 二 三輪車
- 三 四輪車
- 四 モータースクーター

2 小型自動車競走の各競走は、前項各号に掲げる種目ごとに、同一の規格のものをもつて行わなければならない。

(登録)

第八條 小型自動車競走場、小型自動車競走に出場する選手及び小型自動車競走に使用する小型自動車は、全国小型自動車競走会連合会に登録されたものでなければならない。

2 全国小型自動車競走会連合会は、登録規程に合致する小型自動車競走場、選手又は小型自動車については、その登録を拒むことはできない。

(入場料)

第九條 都道府県は、小型自動車競走を開催するときは、入場者から入場料を徴収しなければならない。

(勝車投票券)

第十條 都道府県は、一口金二十円以下の勝車投票券を券面金額で発売することができる。

(勝車投票券の購入等の禁止)

第十一條 右の各号の一に該当する場合においては、勝車投票券を購入し、又は譲り受けてはならない。
一 選手、審判員及び競走の役員

並びに小型自動車競走会及び全国小型自動車競走会連合会の役員にあつては、すべての小型自動車競走について

二 前号に掲げる者を除き、事務員、会計係員、連絡係員その他の小型自動車競走の運営に従事する者にあつては、当該小型自動車競走について

(拂戻金)
第十二條 都道府県は、勝車投票券の的中者に対し、その小型自動車競走についての勝車投票券の売上金(勝車投票券の発売金額から第十四條の規定により返還すべき金額を差し引いたもの。以下同じ)の額の百分の七十五に相当する金額の拂戻金を当該勝車に対する各勝車投票券にあん分して交付する。

2 勝車投票券の的中者がいない場合における売上金は、その金額の百分の七十五に相当する金額を、当該競走における勝車以外の出走した小型自動車に投票した者に対し、各勝車投票券にあん分して拂戻金として交付する。

3 前二項の規定により勝車投票券の的中者又は勝車投票券を購入した者に交付すべき金額の算出方法及びその交付については、省令で定める。

第十三條 前條の規定により拂戻金を交付する場合において、その金額に一円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(投票の無効)

第十四條 勝車投票券を発売した後、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、その投票は、無効とする。

一 出走すべき小型自動車がなく

二 小型自動車競走が成立しなかつたこと。

三 小型自動車競走に勝車がなかつたこと。

四 発売した勝車投票券に表示された車が出走しなかつた場合は、その車(第一着及び第二着となつた車をその順位で一組として勝車とする勝車投票法(以下連勝式勝車投票法という。)にあつてはその車の属する組)に対する投票は、無効とする。連勝式勝車投票法において同一の連勝式番号をつけられた車を一組とした場合において、表示された車のうちいずれか一車のみが出走したときは、その組に対する投票についても、同様である。

後、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、その投票は、無効とする。

一 出走すべき小型自動車がなく

二 小型自動車競走が成立しなかつたこと。

三 小型自動車競走に勝車がなかつたこと。

四 発売した勝車投票券に表示された車が出走しなかつた場合は、その車(第一着及び第二着となつた車をその順位で一組として勝車とする勝車投票法(以下連勝式勝車投票法という。)にあつてはその車の属する組)に対する投票は、無効とする。連勝式勝車投票法において同一の連勝式番号をつけられた車を一組とした場合において、表示された車のうちいずれか一車のみが出走したときは、その組に対する投票についても、同様である。

2 前項の場合においては、当該勝車投票券を所有する者は、都道府県に対してその券面金額の返還を請求することができる。

(拂戻金及び返還金の債権の時効)
第十五條 第十二條の規定による拂戻金又は前條の規定による返還金であつてやむを得ない事情により小型自動車競走の終了後遅滞なく支拂を受けることができなかったものの債権は、三十日間行われないときは、時効によつて消滅する。

(都道府県の収入)

第十六條 都道府県は、勝車投票券

の売上金額の百分の二十五に相当する金額を自己の収入とするものとする。

(国庫納付金)
第十七條 都道府県は、前條の規定により自己の収入とすべき金額の中から、勝車投票券の売上金額の百分の三に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

(小型自動車競走会への交付金)
第十八條 都道府県は、小型自動車競走会に小型自動車競走の実施を委任したときは、第十六條の規定により自己の収入とすべき金額の中から、勝車投票券の売上金額の百分の五を超えない金額を当該小型自動車競走会に交付しなければならない。

(都道府県の負担する実施に要する費用)
第十九條 都道府県は、第十六條の規定により自己の収入とすべき金額から前二條の規定により支出すべき金額を差し引いた残額の一部をもつて、小型自動車競走の実施につき小型自動車競走会に委任しない事項に關する経費に充てなければならない。

(小型自動車競走会及び全国小型自動車競走会連合会)
第二十條 小型自動車競走会は、都道府県内に各一箇所を限り設立するものとする。

2 すべて的小型自動車競走会は、国内において一箇所の全国小型自動車競走会連合会を設立し、その会員となるものとし、各会員は、一箇所の平等の表決権を有し、多数決をもつて全国小型自動車競走会連

合会の總會の議事を議決する。

認める事項について届出又は報告

四 前條第三号に規定する者を除

競走」の下に「及び小型自動車競

合会の議会の議事を議決する。

3 小型自動車競走会及び全国小型自動車競走会連合会は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四條（公益法人の設立）の規定により設立される法人とする。

4 小型自動車競走会は、小型自動車競走の実施を、全国小型自動車競走会連合会は、小型自動車競走場、選手及び小型自動車の登録、各都道府県における競走日程の作成その他の小型自動車競走の実施の調整並びに小型自動車に関する事項の振興を目的とする。

（勝車投票券の発売停止等）

第二十一條 都道府県、小型自動車競走会又は全国小型自動車競走会連合会がこの法律若しくはこの法律に基いて発する命令又はこれらに基いてする処分を違反した場合、通商産業大臣は、当該都道府県、小型自動車競走会又は全国小型自動車競走会連合会に対し、あらかじめ戒告をした上、勝車投票券の発売の停止その他必要な措置を命ずることができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定により戒告以外の処分をしようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を通知して、当該都道府県、小型自動車競走会又は全国小型自動車競走会連合会に対し公開による聴聞をしなければならない。但し、急速を要する場合は、事後に聴聞することができる。

（届出又は報告）

第二十二條 通商産業大臣は、都道府県から小型自動車競走の開催、終了及び会計その他必要があると

認める事項について届出又は報告を求めることができる。

（委任事項）

第二十三條 この法律は定めるものの外、小型自動車競走の実施の委任に関する事項、小型自動車競走場及び小型自動車競走に使用する小型自動車の規格に関する事項、小型自動車競走場、小型自動車競走に出場する選手及び小型自動車競走に使用する小型自動車の登録規程その他登録に関する事項その他この法律の施行に關し必要な事項は、省令で定める。

（罰則）

第二十四條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは三万円以下の罰金に処し、又はその刑を併せ科する。

一 第三條第二項の規定に違反した者

二 この法律により行う小型自動車競走に關し、外数の者に対し財物をもつてかけごとをした者

三 第十一條の規定により勝車投票券の購入又は譲受を禁止されている者であつて前号に規定する行為の相手方となつた者

第二十五條 左の各号の一に該当する者は、二万円以下の罰金に処する。

一 第十一條の規定により勝車投票券の購入を禁止されている者であることを知りながら、その者に対して勝車投票券を発売した者

二 第十一條の規定に違反した者

三 前條第一号に規定する行為の相手方となつた者

四 前條第三号に規定する者を除き、同條第二号に規定する行為の相手方となつた者

第二十六條 小型自動車競走会若しくは全国小型自動車競走会連合会の役員、小型自動車競走に關する事務に従事する者又選手が、その職務又は競走に關して、賄賂を受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。

2 前項に規定する者が、その職務又は競走に關して、賄賂を受し、又はこれを要求し、若しくは約束し、よつて不正の行為をし、又はなすべき行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

3 前二項の場合において、收受した賄賂は没收する。もし、その全部又は一部を没收することができない場合には、その価額を追徴する。

第二十七條 前條第一項又は第二項に規定する賄賂を供與し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役に処する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際現に農地調整法（昭和十三年法律第六十七号）に規定する農地であるものは、小型自動車競走場の用に供してはならない。

3 通商産業省設置法（昭和二十四年法律第百二号）の一部を次のように改正する。
第十三條第一項第五号中「自転車

競走」の下に「及び小型自動車競走」を加える。

三月十日本委員会に左の事件を付託された。

一、商工會議所法制定に關する陳情（三通）（第二十七号）

一、商工會議所法制定に關する陳情（七通）（第二十八号）

第二十七号 昭和二十五年二月二十四日受理

商工會議所法制定に關する陳情（三通）

陳情者 兵庫縣尼崎市昭和通一ノ

一七ノ四社団法人尼崎商

工會議所会頭 今泉武夫

外二名

現在の商工會議所の組織は、單に民法上の社団法人として任意団体である關係上、その運営に支障が多い。しかるに商工會議所は地方における唯一の綜合經濟団体として公共性を有している組織であるから、法的根拠を與え、名実共に公法人たる団体として地方産業經濟の發展に寄與させるため、近く指定されている商工會議所法をすみやかに制定実現せられたいとの陳情。

第二十八号 昭和二十五年二月二十七日受理

商工會議所法制定に關する陳情（七通）

陳情者 福島市本町一七福島商工

會議所会頭 坪井万三外

六名

この陳情の趣旨は、第二十七号と同じである。

昭和二十五年四月八日印刷

昭和二十五年四月十日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所